

鳥取県介護職員・小規模事業所グループ支援事業補助金募集要領

令和 6 年 4 月 1 日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

令和 6 年度の「鳥取県介護職員・小規模事業所グループ支援事業補助金」の交付を希望する者を次のとおり募集します。

1 目的

当補助金は、複数の介護職員や事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修等を行う事業を支援し、人材の確保・育成・定着を図ること目的としています。

2 補助金区分及び募集期間等

| | |
|----------|---|
| 区 分 | 介護職員・小規模事業所グループ支援事業補助金 |
| 募 集 期 間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで ※原則、先着順 |
| 補助対象事業者数 | 4 グループ |

※令和 7 年 3 月 3 1 日までに完了する事業を対象に募集を行います。

3 申請方法

補助金交付申請書を作成の上、郵送または持参により、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に提出してください。

なお、申請に必要な書類の様式は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会のホームページ（<https://www.tottori-wel.or.jp/p/soumu/4/>）からダウンロードできます。

4 交付要件及び補助額

| | |
|---------|--|
| 対象グループ | ① 2以上の事業所で組織し、次のア～ウのいずれかを満たす事業所が主として参加するグループ（ただし、同一法人の事業所のみは対象外） ア 定員が施設サービスで50人以下、在宅サービスで20人以下の施設・事業所 イ 運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所（訪問介護事業所やデイサービスなどの事業所（定員20名以下）が併設されている施設を含む） ウ 少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱と判断される施設・事業所 ② 5人以上の介護職員で組織する介護職員等が事業所間を越えて自ら組織するグループ（ただし、同一法人の職員のみは対象外） |
| 対 象 事 業 | ① 介護従事者等の職員確保のための共同求人活動・求人説明会 ② 人材育成のための合同研修・人事交流 ③ 介護職のイメージアップのための広報 ④ 離職防止のための悩みを共有する場所づくり、職場環境改善の取組 ⑤ その他介護人材の確保のため適当と認められる事業 |
| 補助対象経費 | 事業実施に必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料 ※委託料については、原則、県内事業者が実施したものに限り。 ※補助金の交付決定日以前に支出された経費は、補助対象外 |
| 補 助 額 | 1グループにつき200千円（上限） |

5 補助団体の決定方法

原則として先着順とします。なお、同着で一方を選択する場合は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会会長による抽選とします。

6 申込・問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 総務部

電話：0857-59-6331

ファクシミリ：0857-59-6340

メール：soumu@tottori-wel.or.jp

【補助金事務の流れ】

<補助金交付申請書を提出>

【提出期限】 予算の範囲内で随時募集

<審査・交付決定>

交付要件を満たすことを審査し、「補助金交付決定通知書」を送付します。
書類受領後、補助事業を開始することができます。

<補助金支払い>

補助金を指定の口座に振込ます（概算払い）。

<補助事業実施>

補助事業は、令和7年3月31日までに完了してください。

<実績報告書を提出>

【提出期限】 事業完了後20日以内（最終提出期限：令和7年4月20日）

<検査・額の確定>

補助事業が適正に行われたことを確認し、「補助金の額の確定通知書」を送付します。

<補助金の返納>

補助金の確定額が概算払額を下回った場合は、その差額を県社協に返納してもらいます。